

第2節 良好な景観の形成

1 都市景観の保全・創出

1-1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成13(2001)年8月末現在、登録されている「道の駅」は全国で649ヶ所、県内は13ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」
(平成13年8月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	飯南郡飯高町	国道166号
菰野	三重郡菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	南牟婁郡紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	南牟婁郡御浜町	国道42号
海山	北牟婁郡海山町	国道42号
奥伊勢木つつき館	度会郡大宮町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	飯南郡飯南町	国道166号
美杉	一志郡美杉村	国道368号
奥伊勢おおだい	多気郡大台町	国道42号
関宿	鈴鹿郡関町	国道1号
伊勢志摩	志摩郡磯部町	国道167号
紀伊長島マンボウ	北牟婁郡紀伊長島町	国道42号

(2) 街路の整備

都市内の主要な公共空間である道路空間を、県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として整備するため、アメニティの高い道路空間の創出に積極的に配慮しながら街路の整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）
(平成12年度)

路線名	都市名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
下部田垂水線	津市
相川小戸木橋線	久居市
三渡櫛田橋線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市 御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線(坂場工区)	尾鷲市

1-2 良好な広告景観の形成

(1) 屋外広告物に対する規制・指導

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では屋外広告物条例を定め、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

平成12(2000)年度には、屋外広告物の啓発、指導、取り締まりを行うとともに、6月(まちづくり月間)及び9月(屋外広告の日)に一斉簡易除却や広告業者及び商工業者に対するパンフレット等の配布による啓発活動を行いました。

1-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細かなまちづくりを推進しています。

1-4 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、市町村とともに風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。また、市街地や美観を維持するための美観地区制度については、策定主体である市町村と密接な連携のもと、都市計画形成の観点から適切な運用を図っています。

2 農山漁村景観の保全・復元

(1) ふるさとの松元気回復事業

尾鷲市の三木里海岸などの磯辺の松原や鈴鹿市玉垣町の地蔵大松などの地域のシンボリックな松を松くい虫から守るため、地上散布・樹幹注入の予防措置などを計画的に行い、希少価値の高い、重要な松・松林の保全を図っていきます。

平成12(2000)年度には、地上からの薬剤散布、松の樹幹に薬剤アンプルを注入する樹幹注入による松枯れの予防対策を実施した市町村に対し支援しました。(地上散布7.3ha、樹幹注入749本)

(2) 民間団体の活動支援

三重県の多様な自然環境の保全、地域を代表する野生動植物等を保護するためには、地域住民・団体の自主的な保全活動を促進することが重要です。

しかし、このような自主的活動の経済的基盤は一般に脆弱であり、例えば野生動植物の生息地の保護を行うにあたり施設整備等が必要となる場合には、それが障害となって自主的な保全活動が進まないことがありました。

このため、地域住民・団体のみでは対応が難しい事業について、地域住民・団体の要請を受けて市町村等が実施する場合、その事業費の一部を助成することにより、自主的な保全活動の促進を図ることとし、平成12(2000)年度は表のように県内14ヶ所(9市町村)でふるさとの自然を守る地域活動支援事業を実施しました。

表3-2-3 ふるさとの自然を守る地域活動支援事業実施箇所 (平成12年度)

	活動団体の名称等	市町村が実施する支援事業
藤原町	藤原岳自然科学館運営委員会	フクジュソウの保護のための踏み荒らし防護柵と看板の設置
藤原町	石川地区自治会	メダカ等生物観察のための流水飼育施設の整備
松阪市	松阪自然探求会	ベニイトトンボ繁殖池の土砂除去と産卵する水草の移動
宮川村	地区自治会	ホテルの森の小川付近の針葉樹林の整備と広葉樹植栽
飯高町	宮前育樹会(実践活動団体)	広葉樹の植樹、遊歩道の整備
阿児町	阿児町の自然を守る会ウミガメ部会	ウミガメ産卵地保護のための立看板設置
阿児町	同カスミサンショウウオ部会	カスミサンショウウオ保護のための水路整備
阿児町	同メダカ部会	メダカ池用水路整備
大山田村	子延・田代の森クラブ	広葉樹の植樹、看板設置
尾鷲市	曽根オンツツジを守る会	ムラサキオンツツジの自生地の保存・幼木育成
尾鷲市	グリーンクラブ	大曽根椿公園の保護看板設置、椿の植樹
尾鷲市	賀田地区自治会	賀田柵の森保護のための看板設置、遊歩道整備
御浜町	神志山小学校(こうしやま)PTA	はませんだん(大木)を含む学校裏山林の遊歩道の整備、広葉樹の植樹
紀宝町	ウミガメ保護監視員	ウミガメの保護のための普及啓発看板及び遮光壁の設置
紀和町	地元のNPO等	野生生物の保護のための看板標識、柵、管理歩道の設置

3 体系的な郷土景観の形成

3-1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開

公共事業の実施にあたって景観への配慮をしたり、市町村で景観条例の制定や景観形成基本計画の策定がされる等、景観づくりの気運は徐々に高まってきていますが、今後は総合的・長期的な展望に立った取組へと進めていく必要があります。

このため、平成8(1996)年度に総合的な景観行政を推進し、美しいまちづくりを進めていくためにその指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間を中心にパンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行いました。

(2) 景観整備重点地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、特に重要な地域を「景観整備重点地区」又は「景観整備ゾーン」などと位置づけ、各種の景観に資する公共事業等を集中的に実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。平成12(2000)年度に新たに指定された紀北景観地区、紀南景観地区を合わせ、県内では5地区が指定されています。

表3-2-4 屋外広告物沿道景観地区

(平成13年3月31日現在)

地区名	場所
伊勢志摩景観地区	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から長島町大字松蔭と大字浦安との境まで
奥伊勢沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大内山村と紀伊長島町との境まで
紀北景観地区	国道42号のうち、大内山村と紀伊長島町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

3-2 市町村における景観形成の推進

市町村の景観形成施策を誘導し、景観形成の目標・方針を定めた基本計画の策定や条例化の取組が、市町村で積極的に行われるようにはたらきかけるとともに必要な情報提供や助言を行っています。

3章 2節

● 良好な景観の形成